

特定非営利活動法人日本火山学会寄付の受け入れに関する規程

2025年5月24日制定

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人日本火山学会（以下、「本会」という。）が寄付を受け入れる場合に必要事項を定めることを目的とする。

(原則)

第2条 本会は、特定非営利活動法人日本火山学会定款の第5条1に定める事業に対する寄付に限り、これを受けることができる。

2 本会の役職員および会員は、火山学会の業務に関連して、個人的に寄付を受け取ることはできない。

3 寄付は原則として金銭の本会口座への振込によるものとする。

(寄付受け入れの条件)

第3条 本会は寄付しようとするものが次の各号に掲げる条件を付したときは、寄付を受け入れることができない。

- 一 本会の財産（その寄付により取得したものを含む）を無償で譲与または貸与すること
- 二 本会の約款、規則、行動規範、提言、総会や理事会での承認事項を変更すること
- 三 本会の会費を免除すること
- 四 本会の会計を検査すること
- 五 寄付の受け入れ後に、寄付金の全部または一部の返金を求めること
- 六 特定の個人または団体の便宜を図ること
- 七 その他、会長が適当でないと認める条件

2 本会は寄付しようとする者が次の各号に掲げる者である場合は、寄付を受け入れることができない

- 一 暴力団およびその構成員等の統制の下にある個人または団体
- 二 その他、会長が適当でないと認める者

3 本会は、寄付の受け入れにより本会の事務や会計その他の負担が著しく増大するおそれがある場合は、その寄付を受け入れることができない。

(寄付の申出)

第4条 寄付をしようとするものは、様式1に定める寄付申出書により、寄付を申し出るものとする。

(寄付の受け入れの審査)

第5条 理事会は、寄付申出書が提出された場合、審査を行い受け入れの可否を決定する。

(寄付の請求)

第6条 第5条により寄付を受け入れる場合には、本会会長は様式2に定める寄付請求書により、寄付を請求するものとする。

(寄付の辞退)

第7条 第5条により寄付を受け入れない場合には、本会会長は様式3に定める寄付辞退書により、寄付を辞退するものとする。

(受領書の発行)

第8条 第6条により寄付が受け入れられ、寄付の振込等が確認された場合、本会会長は速やかに受領書を作成し寄付をしたものに送付するものとする。

(寄付金の扱い)

第9条 受け入れた寄付金は本会定款の定めるところにより管理する。

附則

1. この規程は、2025年5月24日より実施する。
2. この規程の変更は、理事会で承認する。

(様式1)

年 月 日

〒

住所

氏名（法人にあつては、法人名、代表者の役職、代表者名）

電話番号

寄付の申し出について

特定非営利活動法人日本火山学会に、下記により寄付を行いたいので申し出ます。

- 1 寄付の目的
- 2 寄付の金額
- 3 寄付のご予定日
- 4 寄付者のご芳名の公開の可否
- 5 その他
- 6 本件に関する事務担当者のご氏名とご連絡先

(様式2)

年 月 日

〒113-0003

東京都文京区本郷 6-2-9 モンテベルデ
第2 東大前 406 号

特定非営利活動法人日本火山学会

会長 ○○ ○○

電話番号

寄付の請求について

○○○○年○月○日付で申し出のありました下記の寄付について、本会理事会での協議の結果、ありがたく受け入れることとしました。つきましては指定の期日までに本会の口座にお振り込みください。このたびは、ありがとうございました。

1 寄付の目的

2 寄付の金額

3 寄付者のご芳名

4 ご芳名、金額等の公開の可否

5 寄付の振込期日

○○○○年○○月○○日

6 寄付の振込先

ゆうちょ銀行 00170-1-22229

(様式3)

年 月 日

〒113-0003

東京都文京区本郷 6-2-9 モンテベルデ

第2 東大前 406 号

特定非営利活動法人日本火山学会

会長 ○○ ○○

電話番号

寄付の辞退について

○○○○年○月○日付で申し出のありました下記の寄付について、本会理事会での協議の結果、辞退させていただくことになりましたのでお知らせします。

- 1 寄付の目的
- 2 寄付の金額
- 3 寄付者のご芳名